⑨ 給与支払報告書（総括表）　追加分 ・ 訂正分

上山市長 様　令和　年　月　日提出

給与の支払期間	令和　年　月分から　月分まで	指定番号	
給与支払者の個人番号又は法人番号		事業種目：	
フ リ ガ ナ		受給者総人数	人
給与支払者の氏名又は名称		上山市報告人員 ① 特別徴収	人
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		② 普通徴収 退職者(B)	人
フ リ ガ ナ		普通徴収 (A・C・D)	人
同上の所在地	〒	③ 合計 (①＋②)	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		所轄税務署名	税務署
連絡者の氏名 所属課、係名及び電話番号	課　係 氏名 電話	給与の支払方法及びその期日	
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 電話	納入書の送付	必要 ・ 不要

記載要領

１この給与支払報告書（以下「報告書」という。）は地方税法（以下「法」という。）第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。

２給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により上山市に報告書を提出してください。
（イ）1月1日現在において給与の支払を受けている者　1月31日まで
（ロ）給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったもの　退職した年の翌年の1月31日まで

３「指定番号」欄には、上山市が定める指定番号を記載してください。

４「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。

５「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。

６「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。

７「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

８「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

９「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。

１０「特別徴収対象者」欄には、上山市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。

１１「普通徴収対象者（退職者）」欄には、上山市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者の人員を記載してください。

１２「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄には、上山市に対して「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者を除いた人員を記載してください。

１３「報告人員の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者（退職者）」欄及び「普通徴収対象者（退職者を除く）」欄の人員の合計を記載してください。

１４「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

上山市収受印

山形県上山市

普通徴収仕切紙

普通徴収への切替理由書

下記の切替理由に該当し普通徴収とする方がいる場合、該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書（個人別明細書）をこの普通徴収仕切紙の後ろに取りまとめてください。
また、個人別明細書の摘要欄には『普通徴収』と下記『理由区分』を必ず記入してください。

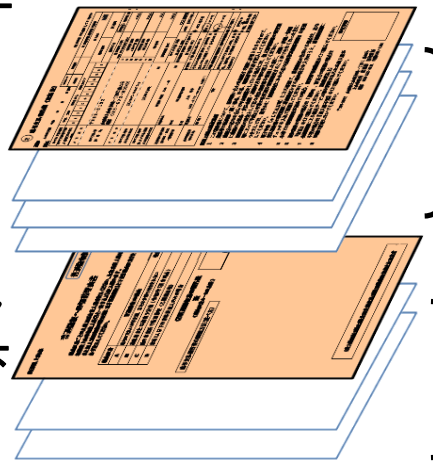
理由区分	普通徴収の理由	枚数
A	給与の支払いが不定期	人
B	退職者または退職予定者（５月末日まで）	人
C	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	人
D	事業専従者（毎月給与支払の場合を除く）	人

②普通徴収者の報告枚数（理由区分A～Dの合計）　　人

後ろに取りまとめる普通徴収分の給与支払報告書（個人別明細書）の提出枚数と一致していることを確認してください。
また、総括表の報告人員欄「②普通徴収」に記入する人数と一致していることもあわせて確認してください。

給与支払報告書の提出方法（並べ方）

上



下

1.総括表

2.特別徴収分
個人別明細書
（一人につき１枚）

3.普通徴収仕切紙

4.普通徴収分
個人別明細書
（一人につき１枚）

※ ホチキスは使用せず、
クリップ留め、または輪ゴム留めにご協力お願いします

（注） 仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります